

債権者口座登録書兼口座振替依頼書（新規・変更・廃止）の書き方

- (1) 債権者登録申請書兼口座依頼書（以下「申請書」という。）は、支払いを受ける担当課へ提出してください。
- (2) 債権者とは、北中城村より公金等の支払を受ける法人、個人事業所及び任意団体となります。
- (3) 初めて債権者口座登録をする場合は、「新規」、登録内容に変更がある場合は「変更」、登録を廃止する場合は「廃止」に○を必ず記入してください。なお、廃止すると他課からの支払いもできなくなりますので、ご注意ください。

【債権者欄】について

※この欄は、新規・変更・廃止の申請に関わらず、全て記入してください。

①氏名・名称

商号及び名称を記入してください。

②代表者の役職・氏名

代表者の役職と氏名を記入してください。

③住所・所在地

事業所又は団体が所在している住所を記入してください。

④電話番号

日中連絡のつく番号を記入してください。

⑥受取口座

金融機関名、口座番号、口座名義等の項目を記入してください。

⑦預金種目

登録できる預金種目は、普通預金、当座預金及びその他（別段口座）のみです。貯蓄預金は登録できません。

⑧口座名義

- ・口座名義は、通帳表紙の裏面に記載されている名義（カタカナ）を記入してください。フリガナに誤りがあると振込できませんのでご注意ください。
- ・債権者と受取口座名義が異なる場合は、「委任状（代金受領用）」の記入が必要です。

【変更欄】（債権者登録変更申請のみ）

変更がある項目のみ、変更前の内容を記入してください。

【委任状（代金受領用）】

①日付は委任した日を記入してください。

②委任者氏名は、債権者欄の「氏名・名称」及び「代表者の役職・氏名」のとおり記入してください。

③受任者氏名は、口座受取口座の「口座名義」のとおり記入してください。（受任者氏名と口座名義は、同一となります。）

※債権者及び受取口座の口座名義が異なる場合、債権者本人へ担当課より代理受領の委任について確認のご連絡をさせていただくことがありますので、ご了承ください。